

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の見直し（案）に対する意見の内訳

意見分類	対応方針	件数
		合計
		107
①紙類		68
全般	古紙の定義等については、重点検討事項として有識者、業界団体等の関係者が参画する専門委員会を設置し検討を行いました。古紙の定義（市中回収古紙及び産業古紙）を詳細に定めるとともに、損紙の定義も明確化しています。また、産業古紙の定義は、市中回収古紙の利用促進の観点から定められており、総合評価指標においても白色度を加算項目として評価することにより、市中回収古紙の利用促進のためのインセンティブとしています。なお、ご指摘の内容については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。	1
	コピー用紙、フォーム用紙、非塗工印刷用紙は、紙の環境負荷の観点から同質であり、同一の判断基準にすべきである。ティッシュを除き、他の紙類の品目も含めて同一基準にしても問題はないと思う。	1
古紙及び関連する用語の定義	古紙の定義等については、重点検討事項として有識者、業界団体等の関係者が参画する専門委員会を設置し検討を行いました。今回の改定により、古紙の定義（市中回収古紙及び産業古紙）を詳細に定めるとともに、損紙の定義も明確化しています。なお、ご指摘の内容については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。	1
	この定義が再生紙製品の輸入シェアを拡大させないためであるとすれば、効果があるのか疑問である。古紙パルプ配合率偽装後の総合評価方式の導入以降、一般に流通する紙製品のRマークやリサイクルマーク等の表示が少なくなり古紙配合率などがわかりにくくなっている。再生紙の復権を望む。	2
	「産業古紙」の定義について、古紙偽造の問題に繋がることのないよう、国際基準（ISO定義）に基づく、一般消費者が理解できるような分かり易い定義にすべき。	1
	産業古紙の定義と古紙パルプ配合率の定義は20年以上前に設定されたものを踏襲しているが、当時は古紙の回収率、利用率も低く、流通体制も不備であった。ゼロから見直すことを強く要望する。	1
	産業古紙の定義だけが、紙類の定義や他分野の定義と異なって抽象的な法律的表現になっている。法律の専門家でも、現状に照らして産業古紙如何を一義的に判断するのは困難。現状を基に具体的な表現にすべきである。	1

意見分類	対応方針	件数
<p>「第三者を介した場合」の定義を明確に表現すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「紙製造事業者等が紙の加工工程から発生したものを古紙回収業者等に販売した場合は古紙として取り扱う」ということを意味すると解釈してよいか。</li> <li>・「古紙取引業者（古紙回収業者）から納入された」といった具体的な表現に変更すべき。</li> <li>・「第三者」が紙製造事業者の関係会社以外を指す場合、紙製造事業者の関係会社となる古紙回収業者等が除外されないものとして頂きたい。</li> <li>・関係会社間で第三者を介し買い戻した場合は含まれないことでよいか。</li> <li>・「第三者」には資本関係のある会社およびサイト（工場）内の会社は含まれないと解釈して良いか。</li> <li>・損紙に該当するものを古紙回収業者以外の第三者を介し買い戻しても古紙であると解釈できるのではないか。</li> </ul> <p>「の手を離れ」は「から所有権を移行され」に変更すべき。</p> <p>金融商品取引法による関係会社の定義は、よりわかりやすい一般的な文言で表現すべき。</p>	<p>紙の加工工程から発生したのについては、紙製造事業者、当該紙製造事業者の子会社、関連会社及び加工委託先の紙加工工場から発生したものは損紙としています。ただし、子会社や関連会社の紙加工工場の立地が、当該紙製造事業者の紙製造工場の遠方にあり、加工工場から発生した端材等を紙製造工場に輸送することが経済的・環境負荷的に見合わない判断され、加工工場から発生した端材等を古紙回収業者等に販売する場合もあり得るということの意味しております。すなわち、古紙回収業者等から購入する古紙には前記のようなものも含まれる可能性があります。それも含めて古紙と扱って差し支えない、との趣旨です（古紙パルプ配合率の基準を満たすために意図的に紙の加工工場から古紙回収業者等へ販売し、当該紙製造事業者がそれを買戻すといった場合は古紙として取り扱うことは認められません）。紙製造事業者においても、古紙の仕入状況及び利用状況、損紙の内訳及び利用状況等に関する情報の開示に努める等の取組が望まれます。また、「の手を離れ」とは販売又は逆有償等による所有権の移転を意味しています。</p> <p>制度の公平な運用、透明性の確保等の観点を踏まえ、金融商品取引法の定義を採用していることから、原文のとおりとします。</p>	<p>12</p> <p>1</p> <p>1</p>
<p>コピー用紙、印刷用紙 【竹パルプの追加について】</p> <p>竹が間伐材等として紙類の基準において扱われることを評価する。</p> <p>竹パルプを紙類の基準に追加することに反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器側では竹パルプ用紙の使用を想定しておらず技術検討が必要である。製紙メーカー及び機器メーカー両者の十分な検証を行う必要があり時期尚早。</li> <li>・「竹」は「広葉樹」に比較してリグニン分離でより多くのエネルギーを必要とするため、必ずしも紙製造時の環境負荷が小さな原料とはいえない。</li> <li>・竹パルプ由来の紙は市場流通実績が少なく、機器メーカーでの特性把握や評価が十分に行なわれていない。</li> <li>・国内に生息するタケ・ササのコピー用紙としての適合性については検証例が無い。不明確な定義のまま竹を追加すべきではない。</li> </ul> <p>タケ・ササを含む（バンブーは除く）コピー用紙は、複写機等の使用時に相対的に通紙性能や複写機等の品質問題を引き起こす可能性があるため、その旨を備考に追記すべき。</p>	<p>—</p> <p>基本方針に掲げられているとおり、「判断の基準は環境負荷低減の観点から定められるものである」とあり、品質、機能等、調達される一般的な事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である」とこととされており、竹パルプを配合した用紙についても、複写機やプリンタ等の本体機器への適性や印刷品質等の要件が確保されたものを使用することが前提となります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、紙類のコピー用紙及び印刷用紙、OA機器のコピー機等及びプリンタ等の備考に、調達に当たっての留意事項を記載することとします。</p> <p>ご意見を踏まえ、コピー用紙及び印刷用紙の備考に、調達に当たっての留意事項を記載することとします。</p>	<p>3</p> <p>33</p> <p>1</p>

意見分類		対応方針	件数
【総合評価指標の見直し】	紙の環境負荷の観点から、古紙パルプ、森林認証パルプ、間伐材等に優劣をつけることに科学的根拠はなく、無意味である。こうした各指標を同等と見なし、各配合率の合計値を適合基準として設定すべきである。	コピー用紙及び印刷用紙に係る総合評価指標については、平成20年1月に発覚した古紙パルプ配合率偽装問題に対応するため、多くのステークホルダーの参画の下、十分議論を行なった上で決定されたものです。本年度の専門委員会においても総合評価指標の指標項目・重み付けについて検討が行われ、現行の考え方が適当であるとの結論が示されています。 なお、個別の総合評価指標に関するご意見等についての考え方は、以下のとおりです。 1点目の「紙の環境負荷の観点から古紙パルプ、森林認証パルプ、間伐材等に優劣をつけることに科学的根拠はなく無意味である」については、現行の総合評価値の算定方法において古紙、森林認証材及び間伐材等パルプは、同じウエイトとしており優劣はつけていません。 2点目の「白色度、坪量、塗工量と環境負荷との相関関係はない」については、白色度は紙を白くするためには脱墨工程が必要であり、そのためのエネルギー消費や薬品を使う必要があるため環境負荷は高くなることから、無理に脱墨するのではなく「出なり」の色で良いという考え方をしています。坪量は、例えばコピー用紙では裏抜けしない範囲であれば、薄ければ薄いほど省資源に繋がるとともに、流通段階における環境負荷低減に繋がるものと考えられることから指標としています。塗工量は塗工が少ない方が製造時、リサイクル時の環境負荷が減ることから、より少ないものを高得点にするという考え方です。 3点目の「間伐材の使用推進のため古紙パルプ配合率下限を緩和すべき」とのご意見については、総合評価指標を導入した際に、国として古紙の利用を最優先にし、コピー用紙では70%以上、印刷用紙では60%以上という古紙パルプ配合率を確保した上で、それ以外のところで環境負荷のより低いもの、環境価値のより高いものを推奨するという形にした経緯があるため現行のとおりとしています。 4点目の「その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプの評価値を、間伐材等パルプと同じにしていきたい」とのご意見については、例えば森林認証材は第三者認証を受けており、間伐材も森林保全・温暖化対策、資源の有効利用の観点からその他の合法材等とは優劣をつけるべきであるという考え方です。	1
	紙類の白色度、坪量、塗工量と環境負荷との相関関係はなく、こうした特性の数値が低くても環境負荷が高い場合があるため、指標項目から除き基準を簡潔にすべき。		1
	間伐材使用の場合に限って、古紙配合下限を緩和するなど、間伐材使用品の価値を高めていただきたい。		1
	その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプの評価値を、間伐材等パルプと同じにしていきたい。		1
【経過措置の設定】	新基準に対応するための準備期間として、経過措置を設定すべき。	ご意見を踏まえ、コピー用紙及び印刷用紙については、平成26年度の1年間の経過措置を設定することとします。	2
	市場在庫の消費期間を考慮し、「平成25年3月31日までに製造された紙類各品目のうち、製造日に有効な評価基準で評価値80以上の製品については、同年4月1日以降も特定調達物品等とみなす」という経過措置を設定していただきたい。		4
<b>②オフィス家具等</b>			1
全般	単一素材分解可能率の基準をオフィス家具の全品目に適用すべき。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
<b>③OA機器</b>			12
コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ	本基準案は、2014年から施行されるエネルギースタープログラムVer2.0を適用しているが、試験方法が変更になっているため、平成26年度の1年間の経過措置を設けるべき。	ご意見を踏まえ、コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ及びスキャナについては、平成26年度の1年間の経過措置を設定することとします。	7

意見分類		対応方針	件数
コピー機等	エネルギースターVer1.1基準が改訂された2009年以前に上市された製品をベースとした再生型機も存在する為、エネルギースターVer1.0基準の採用を要望する。	2009年以前に上市された製品をベースとした再生型リユース機が対象となるよう、判断の基準については経過措置（備考10）を設定しています。	1
	リユースに配慮したコピー機等の判断の基準について、表6-1（複写機）は1997年、表6-3（複合機）は1999年のエネスタ運用基準のままであるため、次年度は見直すべき。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
コピー機等、プリンタ	複合機、プリンタにも省エネ法トップランナー基準が設定されたが、それを適用しない判断理由は何か。	省エネ法のトップランナー基準の目標年度は平成29（2017）年度となっており、現段階においてトップランナー基準を満たす機器が少ないとの指摘があったことから、来年1月から発効する国際エネルギースタープログラムの基準を準用しています。 なお、ご指摘の省エネ法トップランナー基準の採用については、今後見直しを実施する場合に参考とさせていただきます。	1
プリンタ等	使用する用紙が変更になっているが、プリンタ等の印刷適合性等について確認できていないため、1年間の経過措置を設定して頂きたい。	ご意見を踏まえ、コピー機等及びプリンタ等の備考に、調達に当たったの留意事項を記載することとします。	1
	モノクロプリンタに係る経過措置について、「判断の基準」への適合確認を行う時を応札等の時点と明記することで製造事業者と調達側の認識を合わせるかどうか。	判断の基準への適合確認は、入札時（応札時）に行うものと認識しています。	1
<b>④温水器等</b>			14
ヒートポンプ式電気給湯器	本基準案は、2017年度を目標年度とした省エネ法の基準値であり、適合機種が限定されるため判断の基準の見直しを要望する。	ご意見を踏まえ、家庭用ヒートポンプ式電気給湯器については、平成26年度の1年間の経過措置を設定することとします。	5
	本基準案は、JIS C 9220 家庭用ヒートポンプ給湯機に基づき、エネルギー消費効率を算出するものとなっていることから、「業務用ヒートポンプ給湯機」が対象から外れることになる。「業務用ヒートポンプ給湯機」が対象となるよう再考すべき。	ご意見を踏まえ、業務用ヒートポンプ式電気給湯器については、従来の判断の基準を継続して適用することとします。	9
<b>⑤その他</b>			12
直管形蛍光ランプ	ランプは水銀残留のまま埋立投棄の現状から、JIS規格に相応しいかを含め外国メーカーの公正な評価公開を要求する。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
CCFL照明	CCFL照明をグリーン購入法対象品目に加えて頂きたい。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	9
ディスプレイ	デジタルフォトフレームはコンピュータ表示装置に該当しない。ブラウザ搭載のビデオモニターは対象か。バッテリー搭載のポータブルディスプレイは対象か。DC動作の場合、同じ評価基準か。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
カーボンオフセット商品・建設工事	環境に配慮した物品や建設工事としてカーボンオフセット商品や建設工事のカーボンオフセットも対象としていただきたい。カーボンオフセットは誰でも簡易に行える温暖化対策であり、国民的な認知を広げ推進する必要があると考えている。特に、当社のような建設会社はカーボンオフセット施工を普及させることで直接的な省エネルギー対策だけでなく、間接的な取り組みの推進につながられる。	今後適宜参考にさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1